

2020 July

7月

# MONTHLY REPORT

保証月報



©OCVB



沖縄県信用保証協会  
Okinawa Credit Guarantee Corporation

## 《 目 次 》

業務概況推移	1
--------	---

### 保証状況

(1) 業種別	2
---------	---

(2) 市町村別	3
----------	---

(3) 期間別	4
---------	---

(4) 金融機関別	4
-----------	---

(5) 資金使途別	4
-----------	---

(6) 保証金額別	5
-----------	---

(7) 協会保証制度別	5
-------------	---

(8) 県融資制度別	6
------------	---

(9) 市町村別小口資金制度別	6
-----------------	---

(10) 提携保証制度別	6
--------------	---

お知らせ	7
------	---

\*\*\* 月報をご覧くださいに当たってのご注意 \*\*\*

- ◎ 四捨五入の為に個々の金額の合計が合計の金額にならない場合や、構成比の合計が100.00%とならない事があります。

### 表紙の写真「サガリバナ」

サガリバナは夜に咲き、翌日の朝には花びらを落としてしまう「一晩だけ咲く」儂くも美しい花です。

香りはバニラのように甘く、白やピンクの花はまるで線香花火のように美しいことから多くの人を魅了します。

梅雨明け後の初夏頃から沖縄各地で咲き始め、花言葉は「幸運が訪れる」と言われています。

### 保証月報

令和2年8月発行

発行 沖縄県信用保証協会

# 業務概況推移

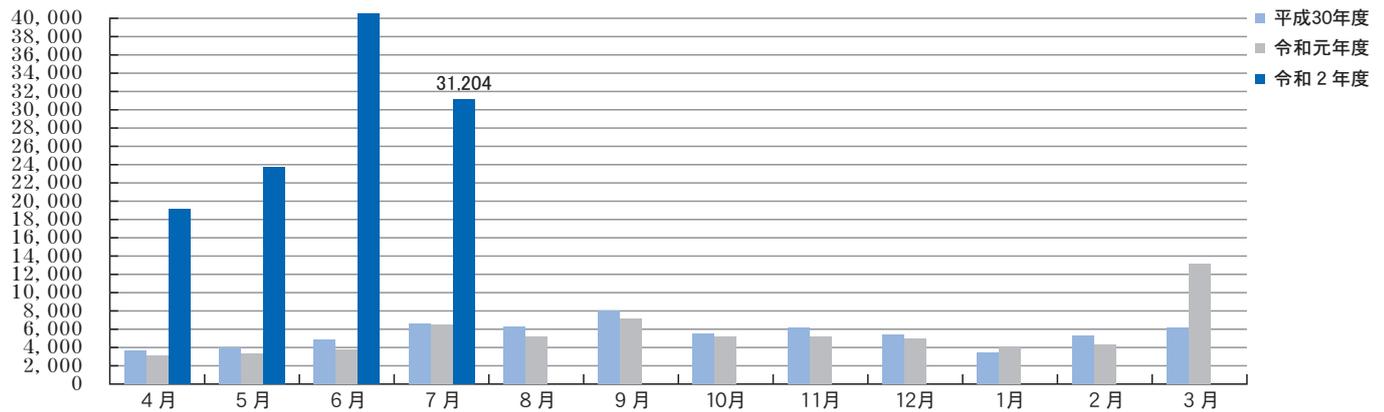
(令和2年7月)

(単位：千円、%)

項目	当月中				当期中			
	件数	金額	前年比		件数	金額	前年比	
			件数	金額			件数	金額
保証申込	1,846	33,569,547	422.4	478.8	8,719	143,478,499	702.6	772.8
保証承諾	1,906	31,199,401	456.0	476.9	7,690	114,858,565	671.6	683.8
保証債務残高					15,702	202,512,918	154.3	174.6
代位弁済(元利)	14	151,122	93.3	79.1	63	635,630	82.9	70.7

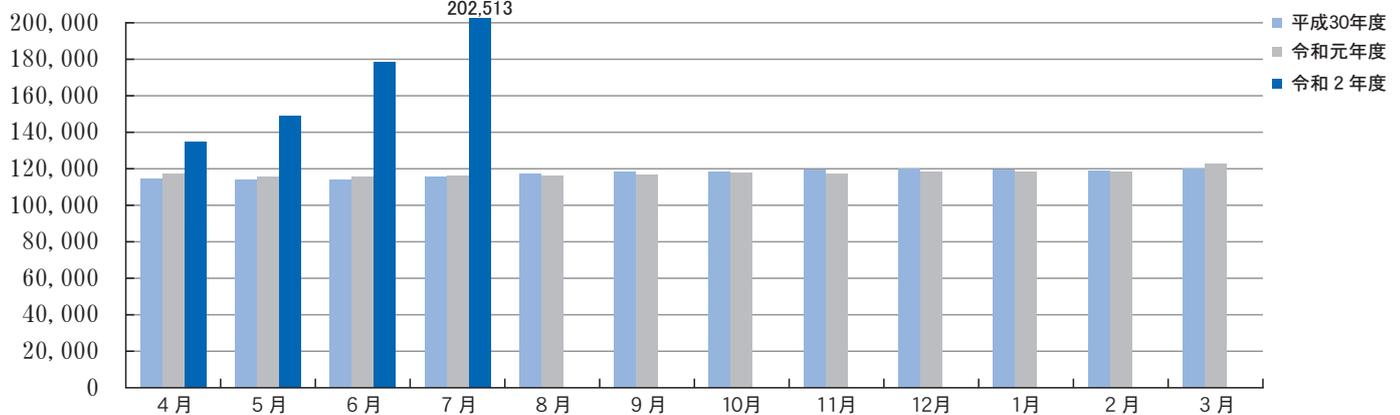
## 保証承諾

(単位：百万円)



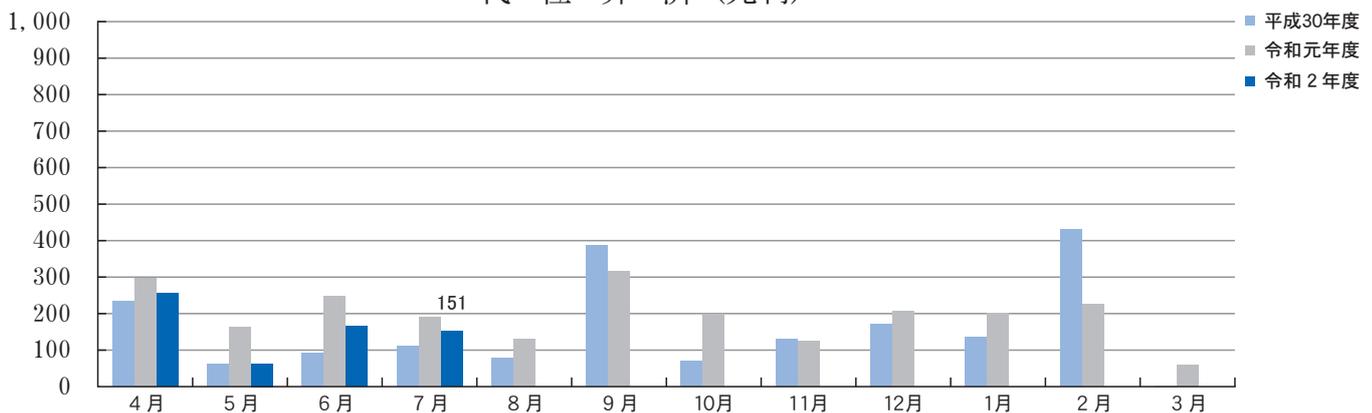
## 保証債務残高

(単位：百万円)



## 代位弁済(元利)

(単位：百万円)



# 保証状況

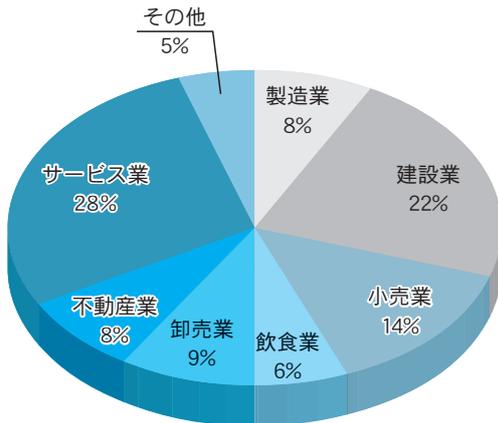
(令和2年7月)

(1)業種別

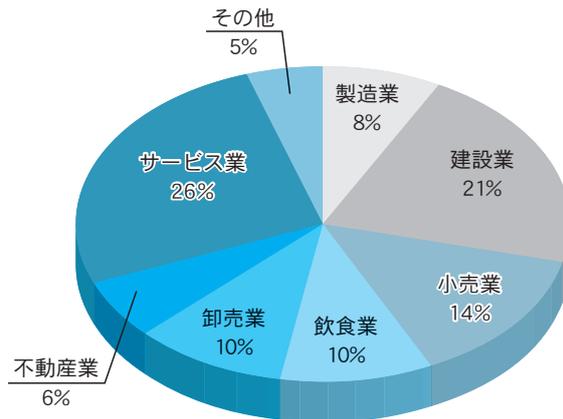
(単位：千円、%)

	保証承諾				保証債務残高		代位弁済(元利)			
	当月中		当期中		当月末		当月中		当期中	
		前期比		前期比		前期比		前期比		前期比
製造業	2,561,800	500.1	8,428,050	644.7	15,873,935	156.7	5,080	4.4	21,091	7.9
建設業	6,695,950	271.2	20,990,710	352.5	43,059,891	141.6	17,185	0.0	98,843	41.7
小売業	4,375,530	958.5	14,999,838	916.1	27,205,926	171.2	69,755	0.0	247,791	522.1
飲食業	2,001,870	617.5	15,153,656	1,623.4	21,066,384	268.8	9,359	48.5	63,642	96.0
卸売業	2,937,305	422.6	10,577,055	570.2	20,887,146	151.2	14,100	85.8	25,634	31.2
不動産業	2,360,000	738.9	7,203,160	781.6	11,936,910	200.4	0	0.0	43,590	0.0
サービス業	8,705,046	619.8	32,121,456	949.6	53,361,164	196.2	35,644	725.0	133,452	86.7
その他	1,561,900	432.6	5,384,640	668.4	9,121,561	193.0	0	0.0	1,587	3.4
合計	31,199,401	476.9	114,858,565	683.8	202,512,918	174.6	151,122	79.1	635,630	70.7

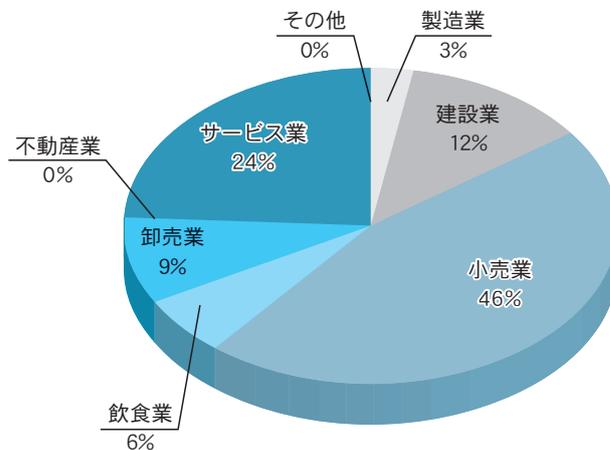
業種別保証承諾（当月中）



業種別保証債務残高



業種別代位弁済（当月中）



## (2)市町村別

(単位：千円、%)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
那覇市	528	8,917,055	2,237	33,773,810	730.9	29.4	4,563	60,187,428	183.8	29.7	18	230,318	70.2	36.2
宜野湾市	132	2,181,450	526	7,816,250	717.7	6.8	1,061	12,996,682	189.5	6.4	6	19,540	48.6	3.1
石垣市	85	1,145,920	385	4,913,520	736.0	4.3	769	8,811,034	175.1	4.4	4	30,359	217.7	4.8
浦添市	167	3,001,240	677	11,180,920	638.0	9.7	1,377	19,867,690	163.3	9.8	5	56,848	180.1	8.9
名護市	53	836,600	228	2,892,410	589.2	2.5	471	5,551,379	151.0	2.7	3	14,171	0.0	2.2
糸満市	41	782,850	204	3,528,323	587.7	3.1	481	6,419,281	171.3	3.2	2	8,164	7.1	1.3
沖繩市	174	2,914,200	677	10,009,800	794.4	8.7	1,324	16,772,354	176.3	8.3	10	107,434	64.2	16.9
豊見城市	69	1,287,820	326	5,314,070	402.7	4.6	688	9,670,621	164.4	4.8	2	11,146	0.0	1.8
うるま市	133	1,928,980	430	5,948,470	743.7	5.2	970	11,318,168	165.5	5.6	6	29,810	19.1	4.7
宮古島市	75	1,369,440	216	3,349,590	494.4	2.9	500	5,997,521	153.4	3.0	1	23,213	0.0	3.7
南城市	41	687,800	167	2,718,906	984.8	2.4	325	4,330,834	187.6	2.1	1	6,709	104.0	1.1
国頭郡 国頭村	2	3,500	14	124,200	276.0	0.1	26	259,667	198.7	0.1	0	0	0.0	0.0
国頭郡 大宜味村	1	15,000	8	54,100	123.0	0.0	35	394,751	98.1	0.2	1	13,155	0.0	2.1
国頭郡 東村	4	33,800	7	78,800	94.6	0.1	11	153,479	664.7	0.1	0	0	0.0	0.0
国頭郡 今帰仁村	11	150,800	57	706,200	2,278.1	0.6	96	1,218,673	160.7	0.6	0	0	0.0	0.0
国頭郡 本部町	26	229,700	95	1,005,600	591.5	0.9	175	1,853,721	150.6	0.9	0	0	0.0	0.0
国頭郡 恩納村	21	350,500	94	1,386,400	989.6	1.2	141	1,904,657	213.4	0.9	0	0	0.0	0.0
国頭郡 宜野座村	13	269,500	41	440,800	1,520.0	0.4	59	516,661	188.2	0.3	0	0	0.0	0.0
国頭郡 金武町	18	250,100	66	1,000,800	727.9	0.9	105	1,542,758	207.4	0.8	0	0	0.0	0.0
国頭郡 伊江村	2	10,000	11	201,600	0.0	0.2	23	347,091	195.4	0.2	0	0	0.0	0.0
中頭郡 読谷村	55	841,646	157	1,944,846	599.5	1.7	280	2,816,452	198.3	1.4	2	73,292	0.0	11.5
中頭郡 嘉手納町	17	267,700	43	751,700	1,274.1	0.7	82	1,085,593	196.9	0.5	0	0	0.0	0.0
中頭郡 北谷町	44	608,000	205	3,537,300	1,396.9	3.1	420	6,532,061	195.8	3.2	1	8,614	114.4	1.4
中頭郡 北中城村	22	356,800	108	1,392,000	747.2	1.2	184	2,517,593	174.0	1.2	0	0	0.0	0.0
中頭郡 中城村	26	388,600	115	2,104,200	569.0	1.8	250	3,629,606	162.2	1.8	0	0	0.0	0.0
中頭郡 西原町	41	751,700	181	2,796,900	707.9	2.4	402	5,035,582	168.9	2.5	1	2,857	0.0	0.4
島尻郡 与那原町	25	428,800	88	1,474,380	855.2	1.3	185	2,350,333	174.1	1.2	0	0	0.0	0.0
島尻郡 南風原町	42	759,200	152	2,428,570	551.5	2.1	332	4,168,880	169.2	2.1	0	0	0.0	0.0
島尻郡 渡嘉敷村	1	18,000	4	25,500	566.7	0.0	10	70,868	122.8	0.0	0	0	0.0	0.0
島尻郡 座間味村	3	16,200	8	56,200	0.0	0.0	16	119,866	117.0	0.1	0	0	0.0	0.0
島尻郡 南大東村	0	0	1	18,000	0.0	0.0	9	155,756	132.6	0.1	0	0	0.0	0.0
島尻郡 北大東村	1	2,400	1	2,400	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
島尻郡 伊平屋村	1	30,000	1	30,000	272.7	0.0	7	93,161	115.7	0.0	0	0	0.0	0.0
島尻郡 伊是名村	1	9,500	1	9,500	0.0	0.0	3	11,667	393.5	0.0	0	0	0.0	0.0
島尻郡 久米島町	10	125,700	32	450,500	369.3	0.4	75	1,098,287	151.3	0.5	0	0	0.0	0.0
島尻郡 八重瀬町	16	207,100	87	1,026,400	524.6	0.9	195	2,018,782	148.1	1.0	0	0	0.0	0.0
宮古郡 多良間村	0	0	1	20,000	0.0	0.0	2	30,000	1,538.5	0.0	0	0	0.0	0.0
八重山郡 竹富町	5	21,800	39	345,600	1,152.0	0.3	44	423,818	287.5	0.2	0	0	0.0	0.0
八重山郡 与那国町	0	0	0	0	0.0	0.0	5	239,678	94.9	0.1	0	0	0.0	0.0
県外	0	0	0	0	0.0	0.0	1	484	14.5	0.0	0	0	0.0	0.0
合 計	1,906	31,199,401	7,690	114,858,565	683.8	100.0	15,702	202,512,918	174.6	100.0	63	635,630	70.7	100.0

## (3)期間別

(単位：千円、%)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
3 ヶ月以内	4	67,350	19	313,450	47.7	0.3	21	382,015	56.1	0.2	0	0	0.0	0.0
3ヶ月超6ヶ月以内	14	279,600	47	1,195,400	93.6	1.0	105	2,107,089	104.9	1.0	0	0	0.0	0.0
6ヶ月超1年以内	140	2,681,800	355	6,281,900	87.1	5.5	1,128	21,571,616	98.9	10.7	6	97,590	86.9	15.4
1年超2年以内	3	22,000	11	105,960	168.2	0.1	58	968,085	106.1	0.5	0	0	0.0	0.0
2年超3年以内	22	198,650	63	517,880	833.8	0.5	149	823,209	167.6	0.4	0	0	0.0	0.0
3年超4年以内	13	62,850	30	118,500	235.1	0.1	88	272,373	117.5	0.1	0	0	0.0	0.0
4年超5年以内	52	597,650	200	1,693,200	209.1	1.5	1,224	7,387,004	109.7	3.6	2	9,021	31.9	1.4
5年超7年以内	211	2,885,186	2,557	35,180,678	1,406.7	30.6	5,064	53,232,856	251.0	26.3	28	143,701	140.6	22.6
7年超10年以内	1,442	24,048,315	4,399	68,940,597	1,775.8	60.0	7,701	109,277,576	194.3	54.0	27	385,318	64.0	60.6
10年超	5	356,000	9	511,000	182.8	0.4	164	6,491,094	115.0	3.2	0	0	0.0	0.0
合 計	1,906	31,199,401	7,690	114,858,565	683.8	100.0	15,702	202,512,918	174.6	100.0	63	635,630	70.7	100.0
平均保証期間		81.64ヵ月		75.65ヵ月										

## (4)金融機関別

(単位：千円、%)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
みずほ銀行	4	95,600	4	95,600	47.8	0.1	72	2,093,841	83.1	1.0	0	0	0.0	0.0
三菱UFJ銀行	0	0	1	1,500	3.3	0.0	48	694,837	65.9	0.3	0	0	0.0	0.0
鹿児島銀行	56	1,289,800	194	4,380,600	718.6	3.8	328	5,810,819	371.3	2.9	1	14,402	224.5	2.3
琉球銀行	781	12,054,010	2,930	40,563,457	604.2	35.3	5,757	66,698,677	179.9	32.9	15	93,059	45.0	14.6
沖縄銀行	603	10,653,875	2,582	42,408,962	680.0	36.9	5,517	82,486,108	159.2	40.7	22	298,915	118.0	47.0
沖縄海邦銀行	337	5,300,076	1,510	21,688,706	881.6	18.9	3,052	34,895,958	202.6	17.2	20	196,505	56.4	30.9
信金中央金庫	0	0	0	0	0.0	0.0	1	640	52.6	0.0	0	0	0.0	0.0
コザ信用金庫	124	1,798,040	452	5,484,440	1,129.7	4.8	816	8,251,223	232.6	4.1	5	32,748	38.7	5.2
商工組合中央金庫	1	8,000	10	197,600	765.5	0.2	95	1,474,337	132.2	0.7	0	0	0.0	0.0
沖縄県農業協同組合	0	0	7	37,700	278.8	0.0	15	101,849	289.0	0.1	0	0	0.0	0.0
沖縄県信漁連	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
沖縄振興開発金融公庫	0	0	0	0	0.0	0.0	1	4,630	100.0	0.0	0	0	0.0	0.0
合 計	1,906	31,199,401	7,690	114,858,565	683.8	100.0	15,702	202,512,918	174.6	100.0	63	635,630	70.7	100.0

## (5)資金使途別

(単位：千円、%)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
運 転 資 金	1,851	30,154,981	7,491	112,049,555	843.5	97.6	12,148	171,021,693	202.9	84.4	34	383,155	75.1	60.3
設 備 資 金	17	573,350	53	1,156,650	111.5	1.0	1,018	9,747,934	104.9	4.8	5	65,433	48.8	10.3
運 転・設 備 資 金	38	471,070	146	1,652,360	66.7	1.4	2,536	21,743,291	97.2	10.7	24	187,042	73.2	29.4
合 計	1,906	31,199,401	7,690	114,858,565	683.8	100.0	15,702	202,512,918	174.6	100.0	63	635,630	70.7	100.0

## (6)保証金額別

(単位：千円、%)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
1,000千円以下	100	85,500	361	311,486	2,491.9	0.3	428	337,710	593.1	0.2	0	0	0.0	0.0
2,000千円以下	151	264,500	618	1,098,110	1,193.2	1.0	1,001	1,451,956	296.0	0.7	2	3,950	344.1	0.6
3,000千円以下	131	371,020	668	1,909,153	781.3	1.7	1,296	2,837,160	212.7	1.4	8	17,491	176.0	2.8
5,000千円以下	219	977,325	945	4,287,271	552.5	3.7	2,127	7,165,336	170.7	3.5	11	36,680	97.6	5.8
10,000千円以下	371	3,194,570	1,542	13,168,010	536.1	11.5	3,476	22,439,219	171.7	11.1	22	122,435	67.1	19.3
15,000千円以下	159	2,151,860	652	8,949,879	553.2	7.8	1,542	15,955,978	164.6	7.9	6	64,927	151.1	10.2
40,000千円以下	750	22,206,626	2,800	77,619,396	993.8	67.6	4,900	109,494,341	240.6	54.1	11	223,126	70.6	35.1
50,000千円以下	8	398,000	32	1,559,060	102.7	1.4	366	11,839,619	100.4	5.8	1	32,384	51.9	5.1
60,000千円以下	4	240,000	13	768,000	123.3	0.7	144	5,329,641	99.3	2.6	0	0	0.0	0.0
70,000千円以下	2	134,000	6	397,400	145.6	0.3	87	3,888,048	90.6	1.9	1	56,815	46.5	8.9
80,000千円以下	7	560,000	44	3,518,000	405.8	3.1	241	13,396,005	116.6	6.6	1	77,824	114.0	12.2
100,000千円以下	0	0	1	100,000	105.3	0.1	35	2,076,219	76.8	1.0	0	0	0.0	0.0
200,000千円以下	4	616,000	8	1,172,800	284.7	1.0	59	6,301,688	105.5	3.1	0	0	0.0	0.0
合 計	1,906	31,199,401	7,690	114,858,565	683.8	100.0	15,702	202,512,920	174.6	100.0	63	635,632	70.7	100.0
1件当たり保証金額		16,369		14,936										

## (7)協会保証制度別

(単位：千円、%)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
一 般	32	1,319,650	121	3,688,910	103.9	29.0	1,864	23,936,627	101.2	36.8	15	153,506	94.8	63.7
先端設備等導入関連保証	0	0	0	0	0.0	0.0	1	7,540	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
長期経営資金	0	0	0	0	0.0	0.0	1	4,567	40.3	0.0	0	0	0.0	0.0
小口零細	0	0	2	19,200	349.1	0.2	8	40,569	111.1	0.1	0	0	0.0	0.0
根 保 証	21	460,000	48	1,005,500	104.3	7.9	246	5,834,108	93.0	9.0	1	30,296	76.0	12.6
当 座 貸 越	0	0	0	0	0.0	0.0	11	441,722	99.9	0.7	0	0	0.0	0.0
事業者カードローン	0	0	3	12,000	80.0	0.1	20	141,886	111.0	0.2	0	0	0.0	0.0
創業等関連保証	0	0	0	0	0.0	0.0	13	56,355	125.3	0.1	1	1,587	0.0	0.7
中小企業特定社債	0	0	0	0	0.0	0.0	40	2,307,440	101.2	3.5	0	0	0.0	0.0
流動資産担保融資	1	160,000	1	160,000	0.0	1.3	6	510,400	99.4	0.8	0	0	0.0	0.0
経営革新関連	0	0	0	0	0.0	0.0	4	82,950	84.2	0.1	0	0	0.0	0.0
経営安定関連	3	115,496	37	2,308,996	0.0	18.2	44	2,183,257	2,199.2	3.4	0	0	0.0	0.0
景気対応緊急	0	0	0	0	0.0	0.0	290	2,213,052	66.4	3.4	0	0	0.0	0.0
金融環境変化	0	0	0	0	0.0	0.0	1	1,200	7.5	0.0	0	0	0.0	0.0
危機関連保証	8	480,000	33	1,961,500	0.0	15.4	30	1,781,500	0.0	2.7	0	0	0.0	0.0
借 換	2	30,000	12	233,000	30.4	1.8	775	12,956,523	88.3	19.9	2	4,462	3.8	1.9
新 1 0 0 0	0	0	4	20,000	434.8	0.2	72	199,632	102.2	0.3	1	1,772	0.0	0.7
東日本大震災復興緊急	0	0	0	0	0.0	0.0	12	80,673	55.3	0.1	0	0	0.0	0.0
経営力強化	0	0	1	12,700	0.0	0.1	27	717,446	73.0	1.1	0	0	0.0	0.0
求償権消滅保証	0	0	0	0	0.0	0.0	2	30,597	87.2	0.0	0	0	0.0	0.0
改善サポート1	0	0	0	0	0.0	0.0	21	887,657	91.4	1.4	0	0	0.0	0.0
創業関連保証	11	41,190	46	274,160	51.4	2.2	435	2,143,558	118.7	3.3	5	17,905	53.5	7.4
再挑戦支援保証	0	0	0	0	0.0	0.0	1	3,192	77.3	0.0	0	0	0.0	0.0
おきなわ短期継続サポート保証	101	1,395,600	241	3,023,700	81.8	23.8	614	8,204,709	102.9	12.6	3	31,356	162.1	13.0
経営力向上関連保証	0	0	0	0	0.0	0.0	3	136,328	119.4	0.2	0	0	0.0	0.0
地域経済牽引事業関連保証	0	0	0	0	0.0	0.0	1	37,389	93.5	0.1	0	0	0.0	0.0
財務要件型無保証人保証	0	0	0	0	0.0	0.0	1	116,000	91.3	0.2	0	0	0.0	0.0
そ の 他	0	0	0	0	0.0	0.0	1	4,630	100.0	0.0	0	0	0.0	0.0
総 合 計	179	4,001,936	549	12,719,666	125.7	100.0	4,544	65,061,508	101.7	100.0	28	240,884	58.5	100.0

## (8) 県融資制度別

(単位：千円、%)

区分 項目	保証承諾						保証債務残高				代位弁済			
	当月中		当期中				当月末				当期中			
	件数	金額	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
短期運転資金	15	198,700	52	809,700	52.4	0.8	130	1,856,059	85.7	1.5	1	5,642	17.1	3.0
経営振興資金	6	96,400	25	411,080	45.5	0.4	623	5,601,233	107.8	4.6	4	35,106	139.1	18.4
組織強化育成資金	0	0	0	0	0.0	0.0	13	69,442	70.0	0.1	0	0	0.0	0.0
小規模企業対策資金	0	0	10	62,610	25.0	0.1	461	1,869,910	105.9	1.5	4	12,200	99.1	6.4
創業者支援資金	13	79,330	51	290,850	87.3	0.3	430	2,137,113	119.1	1.8	7	37,015	369.4	19.5
ベンチャー支援資金	0	0	2	24,000	80.0	0.0	36	377,755	111.1	0.3	0	0	0.0	0.0
企業立地推進貸付	0	0	0	0	0.0	0.0	1	82,928	59.6	0.1	0	0	0.0	0.0
中小企業セーフティネット	113	2,012,600	2,082	28,993,770	49,817.5	28.6	2,016	28,779,592	6,078.0	23.7	0	0	0.0	0.0
中小企業再生支援資金	1	80,000	5	176,940	79.2	0.2	121	4,086,630	105.2	3.4	0	0	0.0	0.0
雇用創出促進資金	0	0	4	53,000	22.2	0.1	99	1,339,779	121.0	1.1	3	37,047	0.0	19.5
オキナワ型産業振興	0	0	0	0	0.0	0.0	8	169,797	165.7	0.1	0	0	0.0	0.0
小口零細企業資金	4	12,300	21	104,450	39.9	0.1	489	1,551,926	101.8	1.3	1	1,077	9.2	0.6
新事業分野進出資金	1	19,000	2	24,660	56.0	0.0	44	406,468	92.7	0.3	0	0	0.0	0.0
原油・原材料高騰対策	0	0	0	0	0.0	0.0	1	1,739	77.4	0.0	0	0	0.0	0.0
円滑化借換	7	183,200	26	462,900	39.8	0.5	1,043	11,871,325	91.8	9.8	8	62,203	49.0	32.7
沖縄県コロナ対応資金	1,560	24,469,635	4,828	70,112,639	0.0	69.1	4,278	61,320,497	0.0	50.5	0	0	0.0	0.0
【総合計】	1,720	27,151,165	7,108	101,526,599	2,001.4	100.0	9,793	121,522,192	380.3	100.0	28	190,290	52.4	100.0

## (9) 市町村別小口資金制度別

(単位：千円、%)

区分 項目	保証承諾						保証債務残高				代位弁済			
	当月中		当期中				当月末				当期中			
	件数	金額	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
那覇市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	25	45,314	59.3	33.4	1	3,427	0.0	100.0
宜野湾市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	12	20,714	66.0	15.2	0	0	0.0	0.0
石垣市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	5	9,590	73.1	7.1	0	0	0.0	0.0
浦添市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	1	1,582	64.0	1.2	0	0	0.0	0.0
名護市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
沖縄市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	16	49,175	61.9	36.2	0	0	0.0	0.0
宮古島市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	3	9,368	116.3	6.9	0	0	0.0	0.0
豊見城市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	1	120	22.2	0.1	0	0	0.0	0.0
総合計	0	0	0	0	0.0	0.0	63	135,863	64.3	100.0	1	3,427	0.0	100.0

## (10) 提携保証制度別

(単位：千円、%)

区分 項目	保証承諾						保証債務残高				代位弁済			
	当月中		当期中				当月末				当期中			
	件数	金額	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
順風満帆	7	46,300	20	292,500	38.2	47.8	501	4,396,564	74.5	27.8	1	13,677	45.4	6.8
クイックマン	0	0	0	0	0.0	0.0	1	4,365	99.4	0.0	0	0	0.0	0.0
ステップアップ8000	0	0	5	213,000	45.5	34.8	551	9,231,901	81.1	58.5	5	187,351	200.4	93.2
即銭力7	0	0	5	27,800	25.9	4.5	164	582,926	76.7	3.7	0	0	0.0	0.0
沖縄TKC会員税理士	0	0	1	4,000	2.0	0.7	52	1,314,053	86.0	8.3	0	0	0.0	0.0
ベストパートナーII	0	0	2	75,000	138.9	12.2	33	263,546	129.1	1.7	0	0	0.0	0.0
商工中金協調融資保証	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
合計	7	46,300	33	612,300	38.4	100.0	1,302	15,793,355	79.8	100.0	6	201,029	160.9	100.0

## 新型コロナウイルス感染症対応について（保証制度一覧）

沖縄県信用保証協会では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまへの資金繰り支援策として各種制度でサポート致します。お気軽にご相談下さい。

### 1. 沖縄県制度

「沖縄県新型コロナウイルス感染症対応資金」（令和2年5月1日受付開始）

→ **限度額が拡充されました！（6月22日より開始）**

◆実質無利子（当初3年間） ◆無担保・据置最大5年 ◆信用保証料（全額または半額補助）

「沖縄県新型コロナウイルス感染症対応資金」			
融資対象者	県内において本店を有し3ヶ月以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、下記認定を受けたもの		
認定書種類	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号	危機関連保証
責任共有	対象外	対象	対象外
資金用途	経営の安定に必要な資金（運転資金、設備資金、運転・設備資金）		
融資限度額	4,000万円（3,000万円から拡大されました）		
融資期間	運転資金・設備資金ともに10年（据置5年以内）		
返済方法	原則、均等分割返済（保証期間が1年以内の場合は一括返済も可能）		
融資利率（補給有）	セーフティネット保証4号 0.80%	セーフティネット保証5号 1.60%	危機関連保証 0.80%
保証料率（補助有）	0.00%	①0.425%または0.525%（※経営者保証免除対応時） ②個人（小規模）、売上15%以上減少の個人（小規模以外）または法人：0.00%	0.00%
	○経営者保証免除・・・①資産超過 ②法人・個人の分離 ○条件変更に伴う変更保証料（0.85%）は補助の対象外となります。		
担保	原則不要（既設定根抵当権除く）		
保証人	原則、法人代表者を除き不要（法人代表者については、一定の要件を満たす場合は不要）		
取扱期間	令和2年5月1日から令和2年12月31日までに保証申込を受付し、かつ、令和3年1月31日までに融資実行されたもの（6月22日保証承諾分から適用）		
モニタリング	取扱金融機関は、据置期間が1年を超える場合は、据置期間中のモニタリングを行い、半年に一度、信用保証協会へ報告		
借換について	借換可否整理表をご覧ください		

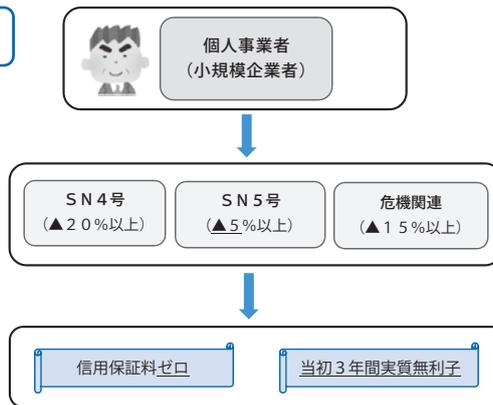
貸付実行日	責任共有	SN4号	SN5号	危機関連
1/28以前	対象	×	○	×
	対象外	○	○	○
1/29～制度前日	対象	○	○	○
	対象外	○	○	○
制度取扱開始（5/1）後 ※改正6/22	対象（本制度）	○	×（注）	○
	対象（本制度以外）	×	○	×
	対象外（本制度）	×（注）	×（注）	×（注）
	対象外（本制度以外）	○	○	○

●次に掲げる場合を除き、本制度の保証を本制度の保証で借換えることはできません。  
（整理表(注)については、②に該当する場合は借換可能です）

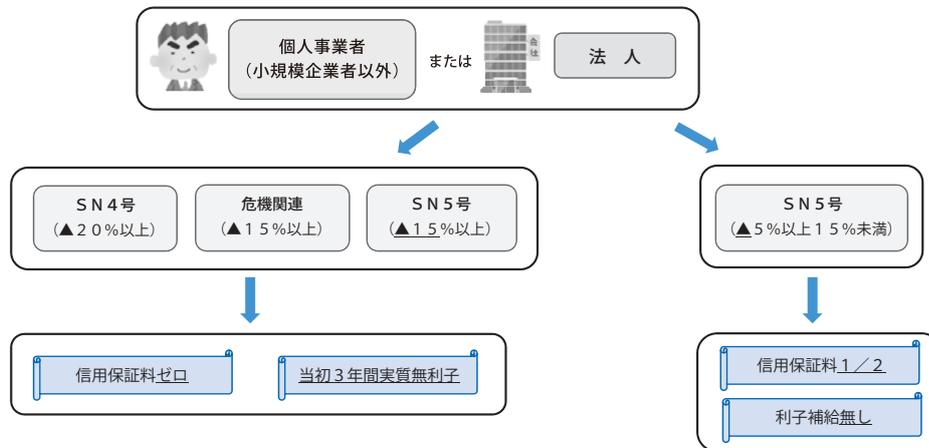
- ①責任共有制度の対象となる本制度の保証（SN5号）を、責任共有制度対象外（100%保証）となる本制度の保証で借換える場合
- ②法人代表者の連帯保証が付された本制度の保証を、経営者保証免除対応を適用した本制度の保証で借換える場合

### 信用保証料補助と利子補給について

個人（小規模企業者）



個人（小規模企業者以外）・法人



小規模企業者とは・・・常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）を主たる事業とする事業者については5人以下）

沖縄県融資制度「中小企業セーフティネット資金」			
融資対象	融資対象4（知事認定災害）	融資対象5	融資対象6
災害等	新型コロナウイルス感染症	セーフティネット4号・5号	危機関連保証
融資対象者	<p>県内において同一事業の事業歴が1年以上 ※令和2年新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者は3カ月以上</p> <hr/> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、協同組合等 ※首里城火災・豚熱（CSF）の影響を受けた事業者も対象</p>		
資金使途	災害等被害対応に係る事業資金		
融資限度額	3,000万円 ※1事由につき (融資対象5→一般保証と別枠、融資対象6→一般保証、経営安定保証と別枠)		
融資期間	運転資金7年（据置1年） 設備資金10年（据置1年）		
融資利率	0.90%	0.80%（5号は1.60%）	0.80%
保証料率	<b>0.00%（県による全額補助） ※セーフティネット5号は0.55%</b>		
責任共有	対象	対象外（5号は対象）	対象外

## 2. 協会制度

協会制度（国）			
認定書	経営安定関連保証4号 （セーフティネット保証）	経営安定関連保証5号 （セーフティネット保証）	危機関連保証
融資対象者	別紙概要参照（経済産業省HPより）		
売上高等減少基準	▲20%	▲5%	▲15%
資金使途	経営安定に係る事業資金		
融資限度額	<p>無担保8,000万円 有担保2億円 ※一般保証と別枠</p>		<p>無担保8,000万円 有担保2億円 特別小口2,000万円 ※一般保証、経営安定関連保証と別枠</p>
融資期間	<p>運転資金7年（据置6カ月） 設備資金10年（据置1年）</p>		10年以内（据置2年）
融資利率	金融機関所定利率		
保証料率	0.85%	0.75%	0.80%（特小0.6%）
責任共有	対象外	対象	対象外

## セーフティネット保証 4 号の概要

(参考資料)

### 1. 制度概要

- 自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度。

(参考；信用保険法第2条第5項第4号)

災害その他の突発的な事由であつて、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られている認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

### 2. 対象中小企業者

- (イ) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。  
(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

### 3. 内容（保証条件）

- ①対象資金：経営安定資金
  - ②保証割合：100%保証
  - ③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 →  $\left\{ \begin{array}{l} \left[ \begin{array}{l} \text{【一般保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内} \end{array} \right] \\ + \\ \left[ \begin{array}{l} \text{【別枠保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内} \end{array} \right] \end{array} \right.$
- ※セーフティネット保証5号とは併用可だが、同じ枠になる

## セーフティネット保証 5 号の概要

### 1. 制度概要

- 全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

(参考；信用保険法第2条第5項第5号)

その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

### 2. 対象中小企業者

- ①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。  
※時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可。  
例) 2月の売上高実績 + 3月、4月の売上高見込み
- ②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。  
(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

### 3. 内容（保証条件）

- ①対象資金：経営安定資金
  - ②保証割合：80%保証
  - ③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 →  $\left\{ \begin{array}{l} \left[ \begin{array}{l} \text{【一般保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内} \end{array} \right] \\ + \\ \left[ \begin{array}{l} \text{【別枠保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内} \end{array} \right] \end{array} \right.$
- ※セーフティネット保証4号とは併用可だが、同じ枠になる

## 危機関連保証の概要

(参考資料)

### 1. 制度概要

- 東日本大震災やリーマンショックといった危機時に、全国・全業種※を対象として、信用保証協会が通常の保証限度額（2.8億円）及びセーフティネット保証の保証限度額（2.8億円）とは別枠（2.8億円）で借入債務の100%を保証する制度。※保証対象業種に限る。

### 2. 対象中小企業者

- 指定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。  
(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

### 3. 内容（保証条件）

- ①対象資金：経営安定資金
- ②保証割合：100%保証
- ③保証限度額：一般保証等とは別枠で2億8,000万円 →

$$\left\{ \begin{array}{l} \left[ \begin{array}{l} \text{【一般保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内 \end{array} \right] \\ + \\ \left[ \begin{array}{l} \text{【セーフティネット保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内 \end{array} \right] \\ + \\ \left[ \begin{array}{l} \text{【危機関連保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内 \end{array} \right] \end{array} \right.$$

## 新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和について

- 前年実績の無い創業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合には、セーフティネット保証4号・5号及び危機関連保証が利用できるように認定基準の運用を緩和。

### 【対象となる方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障を生じている、次の方

- ①業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者
- ②前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者

### 【認定基準】

(現状)  
対前年と比較

最近1ヶ月の売上高等と前年同月を比較  
+  
その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と前年同期を比較

運用  
緩和

(緩和後)

新型コロナウイルスの影響を受ける前などを基準として比較

最近1ヶ月の売上高等と最近1ヶ月を含む最近3ヶ月間の平均売上高等を比較

又は

最近1ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等を比較

+  
その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等の3倍を比較

又は

最近1ヶ月の売上高等と令和元年10~12月の平均売上高等を比較

+  
その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年10~12月の3ヶ月を比較

※上記の売上高等減少の基準については、セーフティネット保証4号は▲20%以上、セーフティネット保証5号は▲5%以上、危機関連保証は▲15%以上

#### 【保証申込等に関するご相談】

業務部 保証第一課・保証第二課  
TEL：098-863-5300  
FAX：098-868-7320

#### 【条件変更等に関するご相談】

経営支援部 経営支援課  
TEL：098-863-5310  
FAX：098-863-5316

## 新型コロナウイルス感染症に対する支援策について

経済産業省、厚生労働省等より各種支援策が公表されておりますので、お知らせいたします。詳細は、各省ホームページをご確認ください。

### 1. 持続化給付金について

感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受けている事業者に対する給付金です。

- （申請要領中小企業向け）

[https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin\\_chusho.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_chusho.pdf)

- （申請要領個人事業者向け）

[https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin\\_kojin.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_kojin.pdf)

- （持続化給付金に関するお知らせ）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

- 併せて、申請手順をわかりやすく解説した動画も公開されています。

<https://youtu.be/AlIkUy3FAnU>

※電子申請が原則ですが、申請が困難な方のために「申請サポート会場」を開設しています。ご利用は完全事前予約制となります。詳細は事務局ホームページよりご確認ください。（<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>）

- なは市民協働プラザ2F（那覇市銘苅2-3-1）

- 浦添市 牧港 3-40-6 浦添市立中央公民館分館 2F

- 北中城村字ライカム1番地 イオンモール沖縄ライカム3F

- 名護市港2-1-1 名護市民会館2F

上記予約：0570-077-866（オペレーター対応 9：00～18：00）

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

## 持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種の方が対象となりますので、本制度の活用をご検討ください。

### 【給付額】

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

### ■ 売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

### 【給付対象の主な要件】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
- ②2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- ③法人の場合は、
  - (Ⅰ) 資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は、
  - (Ⅱ) 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者。

※6月29日から「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」「2020年1～3月に開業した事業者」の申請受付を開始しました。詳細は、以下のHPをご覧ください。

### 【申請サイト】

「持続化給付金」の事務局HP  
<https://www.jizokuka-kyufu.jp>



### 【申請要領・よくあるお問合せ等】

上記の事務局HPまたは、経済産業省HPよりご確認ください。  
 経済産業省HP(持続化給付金)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>



### 【お問合せ先】

持続化給付金事業 コールセンター

直通番号：0120-115-570 IP電話専用回線：03-6831-0613

受付時間：8:30～19:00

※7～8月(毎日)、9～12月(土・祝日を除く)

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

## 持続化給付金

### 【申請サポート会場】

持続化給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」を開設しています。

「申請サポート会場」では、電子申請の手続きをサポートさせていただきます。必要書類のコピー（できれば現物）をご持参の上、お越し下さい。

なお、「申請サポート会場」は新型コロナウイルス感染防止の観点から完全事前予約制とします。事前予約無しに御来場いただいてもサポートが受けられませんので、ご注意下さい。

開催場所一覧は、経済産業省HPで公開中です。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shinsei-support.pdf>

※順次情報を更新します。



### ▶ 事前予約の方法

予約方法は、①Web予約、②電話予約（自動）、③電話予約（オペレーター対応）がございます。

#### ①Web予約

「持続化給付金」の事務局ホームページよりご予約ください。

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



#### ②電話予約（自動）

「申請サポート会場 受付専用ダイヤル」までお電話ください。

自動ガイダンスで、予約方法を案内します。

0120-835-130、24時間受付可能

#### ③電話予約（オペレーター対応）

「申請サポート会場 電話予約窓口（オペレーター対応）」にて、申請サポート会場の予約を受け付けます。

0570-077-866、受付時間：平日、土日祝日ともに、9:00～18:00

その他、申請サポート会場にお持ちいただく資料などの詳細は、「持続化給付金」の事務局HPまたは、経済産業省HPをご確認ください。

#### 【持続化給付金の事務局HP】

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



#### 【経済産業省HP】

<https://www.meti.go.jp/covid-19/shinsei-support.html>



## 2. 雇用調整助成金について

厚生労働省が中小企業を対象にした雇用調整助成金の特例措置を実施しています。  
※助成額の上限引き上げや、緊急対応期間を9月30日まで延長するなど更なる拡充が行われました。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

# 雇用調整助成金の特例措置

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

### 雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

### 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

#### 【特例の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全事業主）

#### 【特例措置の内容】※下線が4月1日から9月30日までの休業等に適用

（※その他は休業等の初日が1月24日から9月30日までの場合に適用）

#### ○助成内容・対象の大幅な拡充

- ① 休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業**4/5**、大企業**2/3**）
- ② 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業**10/10**、大企業**3/4**）  
※助成額の上限を対象労働者1人1日当たり**15,000円**に引き上げ
- ③ 教育訓練を実施した場合の**加算額の引き上げ**  
（中小企業**2,400円**、大企業**1,800円**）
- ④ 新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
- ⑤ **1年間に100日の支給限度日数とは別枠**で利用可能
- ⑥ **雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象**に

#### ○受給要件の更なる緩和

- ⑦ **生産指標の要件を緩和**（対象期間の初日が4月1日から9月30日までの間は、**5%減少**）
- ⑧ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象
- ⑨ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件（クーリング期間）を撤廃
- ⑩ 事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和
- ⑪ **休業規模の要件を緩和**
- ⑫ 支給対象期間の初日が1月24日から5月31日までの休業に係る休業申請について、申請期限を8月31日まで特例的に緩和
- ⑬ **出向要件を緩和**（「3か月以上1年以内」を「**1か月以上1年以内**」に）

#### ○活用しやすさ

- ⑭ 短時間一斉休業の要件を緩和
- ⑮ 残業相殺制度を当面停止
- ⑯ 生産指標の要件を緩和し、比較対象となる月の幅を拡大（前年同月または昨年12月との比較⇒前々年の同月または前月から前年同月のうちの適切な1か月との比較）
- ⑰ **申請書類の大幅な簡素化**
- ⑱ **休業等計画届の提出が不要（5月19日より）**
- ⑲ **オンライン申請の開始（運用開始が延期となっておりますので、お待ちください。）**

#### 【お問合せ先】

最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ  
またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。  
**0120-60-3999**（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））

厚生労働省HP  
雇調金ページ



3. 国税に関する措置

(国税庁ホームページ)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm>

トップページ> 新型コロナウイルス感染症に関する対応等について> 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

4. 地方税に関する措置

(総務省ホームページ)

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000399.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html)

トップページ> 新型コロナウイルス感染症対策関連> 地方行財政> 地方税制

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

## 納税猶予・納付期限の延長

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、以下の措置を講じています。

<①申告(及び納税)にお困りの方> (詳細は67ページ)

個人・法人全ての方が対象	
申告・納税期限の延長	<p style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">申告が必要な以下の税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告所得税(及び復興特別所得税) ・法人税</li> <li>・消費税 ・贈与税</li> <li>・相続税 の申告(※)</li> </ul> <p style="text-align: center;">→ 申告期限以降も、<b>柔軟に受付</b></p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; font-size: x-small;"> <p>✓ 基本的には、延滞税・利子税は発生しません</p> <p>✓ 申告書の作成又は来署することが<b>可能になった時点で</b>の税務署への申し出で受け付けます。</p> </div>

※上記以外の税目についても個別に延長対応している場合がございますので、【地方税】はお住まいの市区町村に、【国税】は最寄りの税務署に、延滞税・利子税に関する御質問を含めて、ご確認ください。

<②お支払いが困難な方>

✓ **納税期限(延長された期限を含む。)までにお支払いが困難な方**

原則全ての税(詳細は68ページ)	
納税の猶予	<p style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">2020年2月から納期限までの一定の期間(1か月以上)において、事業収入が減少(前年同期比概ね20%以上)</p> <p style="text-align: center;">→ <b>無担保+延滞税なしで、1年間納税猶予</b></p>
個別の事情がある場合	<p style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">国税(詳細は69ページ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、<b>1年間猶予</b>(状況に応じて更に1年間猶予される場合あり)</li> <li>・猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除</li> <li>・財産の差押えや換価(売却)が<b>猶予</b></li> </ul> <p style="font-size: x-small;">※税務署において所定の審査を行います。 ※<b>地方税においても、国税と同様の措置</b>を講じるよう、国から地方公共団体に要請いたしました。(詳細はP70)</p> <p style="font-size: x-small;">&lt;個別の事情&gt;</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: x-small;"> <span>①災害により財産に相当な損失が生じた場合</span> <span>②ご本人又はご家族が病気がかった場合</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: x-small;"> <span>③事業を廃止し、又は休止した場合</span> <span>④事業に著しい損失を受けた場合</span> </div>

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

**〇イメージ(事業収入が20%以上減少している方の申告所得税の場合)**

通常の申告期限

令和2年3月16日

※4月16日に延長  
4月17日以降も柔軟に受付

①の制度により延長

→

延長後

令和2年6月30日

※個別に指定

②の制度により猶予

→

納税期限

令和3年6月30日

税務署へ申し出

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

## 1. 税務申告・納付期限の延長

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。

	従来	対応策
申告所得税 (及び復興特別所得税)	令和2年3月16日	・4月16日まで期限を延長  ・4月17日以降であっても柔軟に確定申告書を受付  ※申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ていただければ、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。
個人事業者の消費税 (及び地方消費税)	令和2年3月31日	
贈与税	令和2年3月16日	

- ◆ 4月17日以降の申告相談につきましては、原則として、事前予約制とするなど、感染リスク防止により一層配慮した形で行うことといたします。
- ◆ 確定申告会場に出向かなくても自宅等から簡単に申告を行っていただけるよう、スマートフォン等によるe-Taxなどの手段をご用意しています。
- ◆ 令和元年分の還付申告については、5年間（令和6年12月31日まで）申告することが可能です。

また、法人税・法人の消費税の申告・納付についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。

詳細は、 **国税庁** で検索、または、以下のURLよりご確認ください。

○申告期限の柔軟な取扱い

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_01.pdf)

○法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>



大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

## 2. 事業収入が減少する場合の納税猶予（国税・地方税）の特例

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、令和2年2月以降、事業収入が減少（前年同月比▲20%以上）し、納税が困難となった事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象となります。

令和2年2月から納期限までの一定の期間（1ヶ月以上）において、**事業収入が前年同期比概ね20%以上減少**した場合、

※ 法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産収入）等を指します。個人の方の「一時所得」などは対象となりません。

- ◆ 原則、**1年間納税猶予が認められます。**
- ◆ **担保の提供は不要**です。
- ◆ **猶予期間中の延滞税が免除**されます。

猶予が認められると、所轄の税務署等から「**納税の猶予許可通知書**」が送付されます。

※この「**納税の猶予許可通知書**」のほか、猶予期間中に「**納税証明書**」（その1）を取得すると、「**新型コロナ臨時特例法第3条による納税の猶予が適用**」された旨が記載されます。地方税の場合、猶予許可通知書をもって納税証明に代えることが可能となる場合があります。

※標準的な税の納付期限

- ・法人税 事業年度終了から2ヶ月以内（3月末決算であれば5月末）
- ・消費税 事業年度終了から2ヶ月以内（同上）

※個人事業者は3月末（令和2年は4月16日）

- ・申告所得税 3月15日（※令和2年は4月16日以降も柔軟に申告を受付）
- ・固定資産税 基本的に、4～6月で自治体が定める日（第1期分）

詳細は、以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。  
[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/brochure1.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf)



大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

### 3. 個別の事情がある場合の国税の納付猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、**換価の猶予**が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、**納税の猶予**が認められることがあります。まずはお電話で所轄の税務署にご相談ください。税務署において所定の審査を早期に行います。

#### 【個別の事情】

##### ① 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

##### ② ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

##### ③ 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

##### ④ 事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

#### 猶予が認められた場合

##### ◆ 原則、**1年間猶予が認められます。**

(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)

##### ◆ **猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除**されます。

##### ◆ 財産の差押えや換価（売却）が**猶予**されます。

詳細は、 **国税庁** で検索、または、  
以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。  
[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)



## 5. 社会保険料に関する措置

(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10925.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html)

トップページ &gt; 社会保険料の納付等について

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

## 厚生年金保険料等の猶予制度

### 1. 換価の猶予

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

### 2. 納付の猶予

次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。

- ① 財産について災害を受け、または盗難にあったこと
- ② 事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと
- ③ 事業を廃止し、または休止したこと
- ④ 事業について著しい損失を受けたこと

#### 「1. 換価の猶予」または「2. 納付の猶予」が認められると、

- 猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります。
- 財産の差押えや換価（売却等現金化）が猶予されます。
- 猶予期間中の延滞金の一部免除されます。

猶予制度を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。猶予制度に関する一般的なご質問については、厚生年金保険料納付猶予相談窓口でもお受けしております。

また、申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

- ※ 健康保険料に係るお問い合わせ先は、協会けんぽ加入の場合は年金事務所、健康保険組合加入の場合は健康保険組合となります。
- ※ 労働保険料に係るお問い合わせ先は、都道府県労働局となります。

#### 【お問合せ先】

最寄りの年金事務所（以下URLもしくは右のQRコード）  
<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



厚生年金保険料納付猶予相談窓口（以下URL）  
<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202004/20200422.html>

## 6. 家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付するものです。

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

# 家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給します。

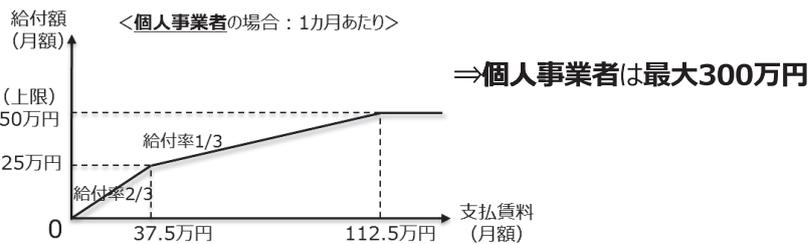
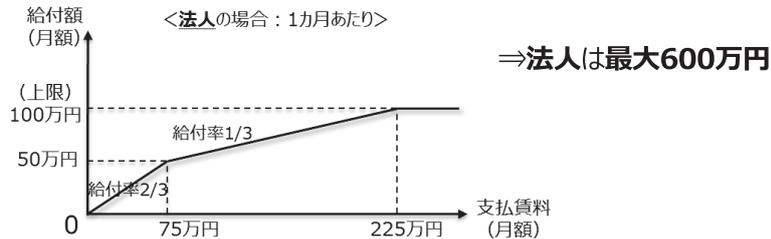
### 【給付対象者】

テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

- ①いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

### 【給付額・給付率】

申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）を基に、6カ月分の給付額に相当する額を支給。



**7月14日、申請受付を開始しました。**

### 【申請サイト】

<https://yachin-shien.go.jp/index.html>

また、よくあるご質問を

<https://yachin-shien.go.jp/faq/index.html>

にまとめておりますので、ご参照ください。



※また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、自治体でも家賃支援を行っている場合があります。各自治体の支援策をあわせてご確認ください。

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

## 家賃支援給付金

### 【申請サポート会場】

家賃支援給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、7月15日より順次、「申請サポート会場」を開設しています。

「申請サポート会場」の一覧は、  
[https://yachin-shien.go.jp/docs/pdf/support\\_list.pdf](https://yachin-shien.go.jp/docs/pdf/support_list.pdf)  
 からご確認ください。



「申請サポート会場」では、「申請補助シート」に基づいて、補助員が電子申請の入力サポートを行います。ご記入の上、申請サポート会場までお持ちください。

なお、「申請サポート会場」は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、事前の来訪予約が必要となっています。

申請補助シートの印刷や来訪予約は、  
<https://yachin-shien.go.jp/support/index.html>  
 から行うことができます。



なお、上記サイトからのご予約を基本としていますが、インターネットを利用したご予約が難しい方向けに電話予約も受け付けています。会場・商工会議所へのお問い合わせはご遠慮ください。電話番号はお間違えのないようお願いいたします。

「家賃支援給付金 申請サポート会場 電話予約窓口」  
 0120-150-413 受付時間：9:00～18:00（土日・祝日を含む）

### 【資料のダウンロード】

申請要領や給付規定、その他申請に必要な書類は、  
<https://yachin-shien.go.jp/downloads/index.html>  
 からダウンロードすることができます。



### 【お問合せ先】

家賃支援給付金 コールセンター  
 TEL：0120-653-930 時間：8:30～19:00（土日・祝日含む）

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

【各種支援策パンフレット】本誌掲載の資料は経済産業省HPをご覧ください。

🔍 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

**経済産業省**

**新型コロナウイルス感染症で  
影響を受ける事業者の皆様へ**

資金繰り

¥

設備投資・販路開拓

📈

経営環境の整備

🏢

本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

🔍 [経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#)

中小企業庁が運営する以下のオンラインツールも併せてご活用ください。

📄

**中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」**  
 最新情報の配信に加え、自分に合った制度や条件検索も。

📄

🔍 [ミラサポplus](#)

📱

**LINE公式「経済産業省 新型コロナ 事業者サポート」**  
 最新情報の配信に加え、アプリ内で支援メニューの検索も。

📄

🔍 [@meti\\_chusho](#)

🐦

**公式ツイッター「中小企業庁」**  
 パンフレット更新をいち早くお知らせ、その他情報も随時配信。

📄

🔍 [@meti\\_chusho](#)

📧

**メルマガ「e-中小企業ネットマガジン」**  
 毎週（水）に中小企業支援施策、関連情報を配信。

📄

🔍 [e-中小企業ネットマガジン](#)

令和2年8月7日15:00時点版

**リンク集**

**Q. 都道府県、市町村など各自治体の支援策を知りたい。**

A. 中小企業基盤整備機構が運営する情報発信サイト「J-Net21」にて、各自治体の支援策をまとめております。

✳️

J-Net21

[https://j-net21.smrj.go.jp/  
support/tsdije00000085bc.html](https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdije00000085bc.html)

📄

**Q. 農林漁業者が活用できる資金繰り支援について知りたい。**

A. 農林水産省HPでは、資金繰りが困難な農林漁業者の皆様向けの資金繰り支援策を紹介しております。

[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/  
attach/pdf/index-25.pdf](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/index-25.pdf)

📄

**Q. 政府系金融機関、信用保証協会のHPを確認したい。**

A. 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国信用保証協会連合会HPでも、支援策を紹介しております。

**日本政策金融公庫**

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/  
saftynt/covid\\_19.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html)

📄

**商工中金**

[https://www.shokochukin.  
co.jp/disaster/corona.html](https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html)

📄

**全国信用保証協会連合会**

[https://www.zenshinhoren.or.jp/  
model-case/keiei-shisho.html](https://www.zenshinhoren.or.jp/model-case/keiei-shisho.html)

📄

**Q. コロナ対策を含む中小企業向けの支援策を検索したい。**

A. 補助金等の制度検索から電子申請までをサポートする「ミラサポplus」では、各種支援策をキーワードで検索することができます。

🔍

**ミラサポplus**

[https://seido-navi.mirasapo-  
plus.go.jp/catalogs](https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/catalogs)

📄

81

沖縄総合事務局経済産業部

「事業継続・雇用維持のための国・県による支援策のご案内」

<http://www.ogb.go.jp/keisan/2020coronataisaku>

#新型コロナ #中小・個人事業者 2020年8月5日現在、内閣府沖縄総合事務局・沖縄県

## 事業継続・雇用維持のための支援策のご案内

以下の支援策の対象や条件などの詳細は、各支援策の問い合わせ先にお問い合わせください。

### 1 幅広い用途に使える返済不要の資金が必要

#### 持続化給付金 国

- ひと月の売上が前年の  
同時期に比べ50%以上  
減少している事業者  
への給付金

お問い合わせ先  
持続化給付金コールセンター  
0120-115-570

最大給付

200万円  
※個人事業主は  
100万円

#### 安心安全な島づくり 応援プロジェクト 県

- 新型コロナ感染症防止  
に取り組む中小企業・  
個人事業主等への奨励金

お問い合わせ先  
沖縄県感染症対策奨励金  
コールセンター  
098-987-4507

給付

10万円

### 2 家賃の負担を減らしたい

#### 家賃支援給付金 国

- ひと月の売上が前年同時期比で50%以上減少、又は連続  
する3か月の売上が前年同時期で30%以上減少した  
事業者への家賃給付
- 月額家賃負担のうち最大100万円を6か月分支給

※給付額の詳細な算定方法はお問い合わせください。

お問い合わせ先 家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930

ひと月最大  
100万円  
を6ヶ月分

### 3 雇用を維持したいが休業手当の支払いが難しい

#### 雇用調整助成金 国

- 従業員に支給した休業手当  
等に対し最大1人あたり  
1万5千円/日を助成

お問い合わせ先  
○沖縄労働局職業対策課  
098-868-3701  
○各ハローワーク

+

上乗せ

#### 沖縄県 雇用継続助成金 県

- 国の雇用調整助成金の  
支給決定を受けた事業主  
を対象に上乗せ助成

お問い合わせ先  
グッジョブ相談ステーション  
098-941-2044

## 4 事業継続に必要となる資金の融資を受けたい

## 新型コロナウイルス関連の制度融資

国 県

## ■主要金融機関※1で、貸付当初3年間の実質無利子※2・無担保・据置最大5年間の融資

※1 取扱金融機関は、沖縄公庫、商工中金、沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行、コザ信金、JAおきなわ、みずほ銀行、鹿児島銀行。

※2 実質無利子化の上限額は4千万円（沖縄公庫の中小事業、商工中金の危機対応融資は2億円）

お問い合わせ先：各取扱金融機関

## 5 環境変化に対応するため設備投資や業態転換を図りたい

## 中小企業生産性革命推進事業

(持続化補助金、ものづくり補助金、IT導入補助金)

国

## ■非対面ビジネスへの転換などに必要な資金への補助金

※1 事業再開のための飛沫防止製品・換気設備・衛生管理用品等に活用できる上乗せ枠もあり。

※2 補助率や補助上限額等の条件についてはお問い合わせください。

お問い合わせ先：中小機構 生産性革命推進事業室 (03-6459-0866)

## 6 今後に向けた財務基盤の強化が必要

## 資本性劣後ローン

## ■本来の収益力が回復するまでの財務安定化に必要な、金融機関から資本と見なされる資金を融資

国

※1 中小企業再生支援協議会の支援を受けて事業再生を図る事業者、事業計画の策定により民間金融機関等による支援等の支援体制が構築されている事業者 等が対象

※2 利率・融資期間等の条件はお問い合わせください。

お問い合わせ先：沖縄公庫の各支店、商工中金相談窓口 (0120-542-711)

各支援策の問い合わせ先のほか、以下の問い合わせ先もご利用できます。

・沖縄県よろず支援拠点 (098-851-8460)

・沖縄総合事務局中小企業課 (098-866-1755)

本資料でご紹介した国・県の支援策のほか、各市町村でも様々な支援策を講じています。詳しくは各市町村にお問い合わせください。

※沖縄総合事務局経済産業部のメールマガジン、twitter、Facebookにて最新情報入手ください



メルマガ登録



Twitter



Facebook

「事業承継特別保証制度」の申込資格要件改正について

令和2年4月1日より開始しております「事業承継特別保証制度」について、新型コロナウイルス感染症拡大影響を考慮して申込人資格要件が下記のとおり変更（6月15日より）されましたのでお知らせ致します。詳細は下記お問い合わせ先へご相談下さい。

【申込人資格要件 ※④下線部が改正となります】

次の（１）又は（２）に該当し、かつ、（３）に該当する中小企業者 （１）保証申込受付日から３年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 （２）令和２年１月１日から令和７年３月３１日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から３年を経過していないもの （３）次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率（注）が10倍以内であること （注）EBITDA有利子負債倍率 ＝（借入金・社債－現金）÷（営業利益＋減価償却費） ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと ※④については申込日が危機関連保証制度の期間中（令和3年1月31日まで）である場合においては、判断基準日を申込日または危機関連保証制度の始期の前日（令和2年1月31日）とすることも可能です。
--

【制度概要】

保証限度額	2億8,000万円 （組合等の場合は4億8,000万円）
対象資金	事業資金 既存のプロパー借入金（個人保証あり）の本制度による借り換えも可能 （ただし、一定の期間内に事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る）
返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内（据置期間は1年以内）
信用保証料率	0.45%～1.90% 0.20%～1.15%（経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合）
担保	必要に応じて徴求
保証人	徴求しない
貸付金利	金融機関所定利率
申込方法	金融機関経由（与信取引のある金融機関に限ります）
添付資料	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料が必要 （１）事業承継計画書 （２）財務要件等確認書 （３）借換債務等確認書（既往借入金を借り換える場合） （４）他行借換依頼書兼確認書 （既往借入金を借り換える場合で、申込金融機関以外からの借入金を含む場合） （５）事業承継時判断材料チェックシート （経営者保証コーディネーターによる確認を受け、上記0.20%～1.15%の信用保証料率の適用を受ける場合）

業務部            保証第一課・保証第二課    TEL：098-863-5300  
 経営支援部      経営支援課                    TEL：098-863-5310  
                          創業支援課                    TEL：098-863-5303

## 「ミラサポ plus」について

中小企業・小規模事業者のために役立つ情報を提供してきた「ミラサポ」が、令和2年4月より「ミラサポ plus」として新しく生まれ変わります。

補助金等の支援制度や中小企業事例集の検索サービスが利用できるようになり、電子申請サイトまでワンストップで利用いただけます。是非、ご利用下さい。

中小企業庁 <http://mail.mirasapo.jp/c/bEsgavgRh8qbuiad>

補助金検索と電子申請は  
ミラサポplusでもっと便利に、簡単に！

### ミラサポplus

中小企業向け補助金・支援サイト

補助金を探す  
支援制度を探す  
専門家の相談室

<https://mirasapo-plus.go.jp/>

中小企業のおさま！補助金など、さまざまな国のサポートをご存じですか？  
「ミラサポplus」でこれらの情報を簡単、便利に探して頂けます。ぜひご利用ください。

ミラサポplusでできること

- 制度 支援制度を探す
- 支援者 支援者・支援機関を探す
- 事例 事例を探す

さらに、電子申請をサポート！

会員登録(無料)でもっと便利に

経済産業省

### ミラサポ会員(無料)になると…

**メリット1**  
最新情報を見逃さない

- パーソナライズ: あなたの登録情報に合わせておすすめ情報を表示します。
- お気に入り: 各種記事や「お気に入り」に登録できます。

**メリット2**  
補助金の電子申請がもっと簡単に！

- 電子申請サポート: 各種電子申請で申し込み入力が必要な書類や財務情報などを提供できます。
- @Tax等外部サイト連携: @Taxや速達にも電子申請のシステムからデータ連携することが可能です。

**メリット3**  
さらに、経営診断や現状分析も！

- 経営レポート: 入力された財務情報から診断レポートを表示します。
- 支援相談とのコミュニケーションや補助金申請に役立つ、現状分析シートを作成・閲覧できます。

※経済産業省「e-コネクト」サービスに接続する一部機能

「ミラサポ」をお使いの皆さまへ

Q「ミラサポplusになって何がかわるの？」  
A. コロナ禍は発生し、より迅速な検索や電子申請サポートに特化したサイトに生まれ変わります。また、従来のメニューが代わり、変更情報もお届けします。ミラサポには「新型コロナウイルス感染症」の検索があります。

Q「ミラサポの会員情報は引き継がれるの？」  
A. お手数ですがミラサポplusで新たに会員登録をお願いします。SNSログインも可能です。「ミラサポ」の会員情報は、「専門家派遣」申請の際に必要な場合があります。旧版で削除されることはありません。

中小企業庁 ミラサポplusお問合せ窓口  
mirasapoplus-goiken@meti.go.jp  
<https://mirasapo-plus.go.jp/>

検索: ミラサポ plus

## 「経営力向上計画申請」の電子申請について

「経営力向上計画に係る認定申請書」について、令和2年4月より経営力向上計画申請プラットフォームから電子申請ができるようになります。

### 【電子申請のメリット】

- ・申請書作成にあたり記入項目のエラーチェックや自動計算等のサポート機能の活用
- ・申請書の郵送費用が不要

※「経営力向上計画」…経営力向上のための人材育成や財務管理、設備津市などの取組を記載した「経営力向上計画」の申請書を担当省庁に提出し認定されると、中小企業経営強化税制（即時償却等）や各種金融支援等が受け取ることができます。

中小企業庁 <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

**経営力向上計画の申請をお考えのみさまへ**

**経営力向上計画申請プラットフォームで電子申請が可能になります！！**

現在、郵送でご提出いただいていた「経営力向上計画に係る認定申請書」は、令和2年4月より **経営力向上計画申請プラットフォーム** (<https://koujyokueikaku.force.com/>) から **電子申請** できるようになります。ログインには **G BizID** が必要ですので事前の取得をお願いします。

- 電子申請ができるのは、経済産業部局や一部省庁（国・文部科学省、農林水産省、環境省及び文部科学省（大学））宛ての申請に限ります。
- 電子申請ができない場合、申請の応答が遅延しますが、基本的に経営力向上計画申請プラットフォームで申請書を作成し、PDF出力することができます。
- 申請書の作成データがシステムに保存され、その後変更申請書を作成する際に活用できます。

✓ **郵送不要の電子申請が可能になります**

STEP1: 様式ダウンロード → STEP2: 申請書を作成 → STEP3: 印刷・押印 → STEP4: 郵送

STEP1: システムログイン → STEP2: 申請書を作成 → STEP3: 電子申請 → STEP4: 経営力向上計画

✓ **G BizIDの取得の流れ**

STEP1: 「G BizID」のサイトでG BizID申請書を作成する。 → STEP2: 申請書の登録情報にG BizID連携センターを登録する。 → STEP3: 画面が完了するとメールが届きます。 → STEP4: メールに記載されたURLをクリックして、IDとパスワードを設定する。

※G BizIDは「経営力向上計画の申請、G BizID」から取得いただけます。

**「経営力向上計画」について**

経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」の申請書を担当省庁に提出し認定されると、中小企業経営強化税制（即時償却等）や各種金融支援等が受け取れます。

✓ **電子申請のメリット**

- ・申請書作成にあたり、記入項目のエラーチェックや自動計算等のサポート機能を活用することが可能です。
- ・申請書の郵送費用が不要になります。

※以下は経済産業部局宛に提出する電子申請の場合

- ・標準処理期間が1日（紙の申請書を提出する場合は30日）に短縮されます。
- ・認定前は郵送されます。システムからダウンロードすることが可能です。

✓ **電子申請方法**

1. **経営力向上計画申請プラットフォーム** (<https://koujyokueikaku.force.com/>) で、G BizIDでログイン/ログアウトし、事前に取得したG BizIDアライムのアカウントIDとパスワードを入力して、ログインします。
2. 「事業者メニュー」画面で会社情報の登録をします。
3. 「事業者メニュー」画面の「経営力向上計画に係る認定申請書」の作成ボタンをクリックすると、入力フォームに沿って申請書を作成することができます。
4. 全ての申請項目を入力し終えると、③電子申請可能な場合：「申請ボタン」をクリックしてください。④電子申請できない場合：PDF出力が可能です。また「印刷ボタン」をクリックし、次に「PDF出力ボタン」をクリックし、ダウンロードした申請書を提出後行に提出してください。

【お問合せ】 経済産業省 中小企業庁 事業環境部 企画課  
「経営力向上計画相談窓口」 03-3501-1957  
・受付時間：平日9:30-12:00, 13:00-17:00

**G BizID** (ジー・ビズ・アイディー) について:

法人、個人事業主のための政府が発行する共通アカウントです。  
複数のオンライン行政手続をこのアカウントでご利用いただけます。

	経営力向上計画申請書 (申請書に申請書と申請書)	経営力向上計画申請	設備投資助成金申請
G BizIDアカウント	○	×	×
G BizIDアライム	○	○	○

✓ **G BizIDアライムの取得方法**

1. 「G BizID」のホームページ (<https://gBizID.jp/>) から「G BizIDプライム作成」のボタンをクリックし、申請書を作成・ダウンロードします。
2. 必要事項を入力し、作成した申請書と印鑑証明書をG BizID運用センターに送信します（詳しくはG BizIDのホームページをご覧ください）。
3. 申請が承認されると、メールが送られてきます（届着に数日遅れます）。
4. メールに記載されたURLをクリックし、パスワードを設定したら手続き完了です。

⚠️ **最後にご確認ください**

- ・「G BizIDアライム」アカウント登録には会社代表者本人（専業主婦）のメールアドレスと、捺印証明書の提出が必要です。
- ・審査に数日かかりますので、期間に余裕を持って登録してください。

【お問い合わせ】  
「G BizID」ヘルプデスク 06-6225-7877  
・受付時間：午前9時～午後5時 ※土・日・祭日、年末年始を除く

# 沖縄県信用保証協会 組織体制

令和2年4月1日

組 織 体 制						
		主な業務	担当地域	TEL	FAX	
本 所	役員付調査役	内部監査等		098-863-5077	098-863-6809	
	総務部	総務課	総務、経理、人事		098-863-5302	098-863-6805
		企画情報課	統計、広報、収支予算、電算処理		098-863-5077	098-893-6809
	業務部	保証第一課	個別金融相談及び保証審査、保証推進 保証審査業務に関する統括業務	那覇市、糸満市、豊見城市、南城市、 宮古島市、石垣市、島尻郡(伊平屋村、 伊是名村を除く)宮古郡、八重山郡、 県外	098-863-5300	098-868-7320
		保証第二課	個別金融相談及び保証審査、保証推進	浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、 名護市、中頭郡、国頭郡、 島尻郡(伊平屋村、伊是名村のみ)	098-863-5300	098-868-7320
		保証事務課	保証申込受付、条件変更受付 保証書発行、保証料事務、貸付実行 完済処理	全域	098-863-5076	098-863-5308
	経営支援部	経営支援課	経営支援、再生支援 保証後のモニタリング 創業、再生に関する個別金融相談及び 保証審査、条件変更、期中支援、条件変 更	全域	098-863-5310	098-863-5316
		創業支援課	創業支援、保証後のモニタリング 創業に関する個別金融相談及び 保証審査	全域	098-863-5303	098-863-5316
	管理部	代位弁済課	代位弁済事務(代位弁済協議回答後) 信用保険事務 損失補償金請求及び受領(地公体、 連合会)、責任共有負担金受領 金融機関提携保証事務補助金請求 及び受領	全域	098-863-5301	098-863-5307
		管理課	求償権の保全、回収	全域	098-863-5301	098-863-5307
中部分室			沖縄市、宜野湾市、うるま市、嘉手納町、 北谷町、金武町、恩納村、宜野座村、 読谷村、中城村、北中城村	098-933-6091	098-933-6871	
北部連絡所		保証申込受理、金融相談	名護市、本部町、国頭村、大宜味村、東村、 今帰仁村、伊是名村、伊平屋村、伊江村	0980-52-0009	0980-52-0020	
宮古連絡所			宮古島市、多良間村	0980-72-7206	0980-72-3314	
八重山連絡所			石垣市、竹富町、与那国町	0980-82-1854	0980-82-0429	



本 所 那覇市前島3丁目1番20号

【総務部】 総務課 TEL(098)863-5302 FAX(098)863-6805  
企画情報課 TEL(098)863-5077 FAX(098)863-6809

【管理部】 代位弁済課 TEL(098)863-5301 FAX(098)863-5307  
管理課 TEL(098)863-5301 FAX(098)863-5307

【経営支援部】 経営支援課 TEL(098)863-5310 FAX(098)863-5316  
創業支援課 TEL(098)863-5303 FAX(098)863-5316

【業務部】 保証事務課 TEL(098)863-5076 FAX(098)863-5308  
保証第一課 TEL(098)863-5300 FAX(098)868-7320  
保証第二課 TEL(098)863-5300 FAX(098)868-7320

中部分室 沖縄市南桃原3丁目22番11号(メゾン桃山1階) TEL(098)933-6091  
北部連絡所 名護市大中1丁目19番24号(名護市産業支援センター内2階) TEL 0980(52)-0009  
宮古連絡所 宮古島市平良字下里1022番地6(砂川アパート1階) TEL 09807(2)-7206  
八重山連絡所 石垣市浜崎町1丁目1番の4 TEL 09808(2)-1854

当協会ホームページアドレス <https://www.okinawa-cgc.or.jp/>